

栃木県高等学校等修学資金貸付金・未収金債権回収業務委託
公募型プロポーザルに係る質問と回答

栃木県教育委員会事務局教育政策課

番号	項目	質問	回答
1	回収業務を委託する未収金等について	①にて対象人数 150 名 39,796,648 円、 ②にて対象人数 44 名 7,379,200 円とあります。 全体で 194 名、47,175,848 円の解釈にて相違がないかご教示ください。	ご認識のとおりです。
2	回収業務を委託する未収金等について	連帯保証人 2 名のことなので、総債務者数は 582 名と考えて相違ないかご教示ください。	ご認識のとおりです。
3	回収業務を委託する未収金等について	194 名中、過去に未収金管理回収業務を外部委託したことがある案件が何パーセント程度含まれるかご教示ください。※概算で結構です。	194 名中、約 76%程度が外部委託したことがある債権です。
4	未収金の収納及び県への払込み	貴県への送金方法は以下のいずれをお考えかご教示ください。 A.銀行振込 B.現金払込票兼領収書による一括振込 C.貴県よりお預かりする納入通知書等による一括振込	A を想定しています。
5	未収金の収納及び県への払込み	県への払込方法(口座送金や納付書等)をご教示ください。 ・納付書の場合、「ひと月にまとめて 1 枚」か「債務者ごとに 1 枚」か「債務者の月ごとに 1 枚」かご教示ください。	県の指定する口座への振込みを想定しています。
6	回収業務を委託する未収金等	委託予定債権の詳細をご教示ください。 ・初回委託予定債権の件数、金額 ・初めて委託する債権の件数、金額 ・未収発生から 5 年以上、5 年未満の件数、金額	質問者及び参加表明者へ直接回答します。
7	債務者等の所在不明者に関する調査について	調査業務については、弁護士の判断にて実施でよろしいでしょうか。	受託者の判断で実施してかまいませんが、現地調査が必要な場合は、県と別途協議を行ってください。

8	相続調査について	<p>・「県が指定する相続順位までの必要書類を取得」と記載がありますが、該当となる債権の基準等に決まりはあるのでしょうか。また、過去に取得実績はありますでしょうか。</p> <p>・相続人調査に必要な書類の取得に係る実費につきましては、受託者の負担となりますでしょうか。もしくは、委託者で負担していただけるのでしょうか。</p>	<p>・債務者等（連帯保証人2名含む）が自己破産・死亡等により請求先がなくなった債権が対象です。過去の取得実績は1件です。</p> <p>・調査に係る費用については、委託料に含まれます。</p>
9	未収金回収状況についての月次・年度報告について	<p>報告様式については、受託者側の様式でよろしいでしょうか。もしくは、委託者の指定様式の場合は項目等事前に確認することは可能でしょうか。</p>	<p>県の指定する様式（受託収入計算書）及び任意様式（未収金回収業務実績報告書）をご提出いただきます。記載項目については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納件数 ・収納金額 ・収納明細（債務者等の氏名と償還金額、償還日時等が明らかにされたもの）
10	委託料の支払い方法について	報酬のお支払いの時期についてご教示ください。	月毎に、前月実績分の報酬を支払います。居住調査及び相続人調査については、年毎に報酬を支払います。
11	契約金額の上限について	予算の上限を超えるような成果が出た場合、どのような対応となりますでしょうか。	必要に応じて協議を行い、調査件数の調整や契約変更で対応いたします。
12	参加表明に係る提出書類について	納税証明書については、写しでよろしいでしょうか。また、提出書類については各1部ずつでよろしいでしょうか。	納税証明書は原本をご提出ください。提出書類については、各1部ずつでかまいせん。
13	その他	債務者様からの集金方法については、口座振り込みでよろしいでしょうか。	口座振込みでかまいせん。
14	その他	弁護士法人も参加資格はありますか。	弁護士法に規定する弁護士及び弁護士法人についても、参加資格を有するものとします。